

特記仕様書

1. SGEC 森林管理認証について

道有林網走東部管理区では SGEC 森林管理認証を取得しており、事業者は、事業現場からの油類等の流出による土壌・水質汚濁防止のため、下記のとおり適正な管理を行わなければならない。

- (1) 作業現場への油類の搬入は、必要最低限の量とし、過剰な現場保管はしないこと。
- (2) 保管は密閉容器を使用し、高温とならない場所に保管すること。
- (3) 保管場所は流出防止に配慮して選定し、給油も所定の給油場所で行うこと。
- (4) 給油の際は、油類の漏出予防措置を講じること。
- (5) 機械油等の使用済み容器は、適法な手段で廃棄処理すること。
- (6) 上記、(1)～(5)を確実にを行うための責任者を選定し報告すること。
(火気取扱い責任者等の兼務でも差し支えない)
- (7) 責任者は油類の保管場所、保管状況、給油、空容器の搬出状況等を適時に撮影し、管理状況写真を提出すること。

2. 道有林入林に係る鹿ゲートの開閉の徹底について

道有林網走東部管理区が所管する各市町村においては、道有林境界付近の農地に対する獣害被害対策を目的に自治体や農業従事者などが設置した鹿ゲートが設置されているため鹿ゲートの閉鎖の徹底を行わなければならない。

次に該当する行為をした事業者は、業務停止等のペナルティーを科す。

- (1) 事業者（運材等の下請含む）が鹿ゲートを開いたままの状態にした場合